

# 歴史・文化、みどり、まちなみを活かしたまちの魅力づくり

良好な  
景観まちづくり  
がもたらす  
効果



国土交通省  
都市局  
公園緑地・景観課



# 目次

はじめに	1
<b>I. 観光・交流の促進に係る効果</b>	<b>2</b>
○千葉県香取市	
○北海道小樽市	
○愛媛県松山市	
○三重県伊勢市	
○滋賀県近江八幡市	
○奈良県橿原市	
<b>II. 生活環境の魅力向上に係る効果</b>	<b>14</b>
○神奈川県鎌倉市	
○山口県萩市	
○千葉県柏市	
○神奈川県小田原市	
○東京都江戸川区	
<b>III. 地域産業の振興に係る効果</b>	<b>24</b>
○山形県金山町	
○長野県小布施町	
○滋賀県長浜市	
○長崎県五島市	



# はじめに

平成16年の景観法制定から10年余りが経過するなか、景観行政に取り組む地方公共団体が全国的に増加し、また、日本各地において良好な景観の形成に対する市民意識も向上している。実際に、歴史的なまちなみの整備、家屋等の屋根の色彩の統一やファサードの修景、目抜き通りにおける屋外広告物の適正化や無電柱化等を行うなど、地域が主体的に良好な景観を保全・創出することにより、さらなる取組みを誘引するという「良き循環」を実現し始めている。これにより、地域ブランドとして観光客増加など地方創生につながっている事例や、住民の誇りの醸成、地域価値の向上等につなげる事例が見られるなど、一定の効果が現れている。

一方で、良好な景観は地域により様々であり、市街地、郊外、農村などの立地や歴史・文化などの地域性など、それぞれの地域の実情に応じて具体的な取組み方策も効果発現のスピードも異なり、全国的に見れば、発展途上の地域もまだまだ多い。

今後、本格的に進行する人口減少社会において、都市の集約化等を図りつつ持続可能なまちづくりを進めることを視野に、地域の魅力を高める「良き循環」を一層促進するためには、5年後、10年後を見据えた取組みを加速させていくとともに、中長期的に取組みを継続していく必要がある。

本パンフレットは、魅力ある景観の形成について、地方自治体や地域住民等が取組むための動機づけや目的意識につながるよう、取組みを進めることにより得られる波及効果を紹介するものである。